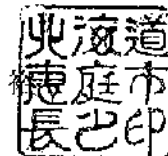


恵庭市老人福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月17日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第6号

恵庭市老人福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市老人福祉施設条例施行規則(平成17年規則第29号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条・第2条 (略)	第1条・第2条 (略)
	(開館時間)
	第3条 条例第6条第1項ただし書きに規定する恵庭市福住憩の家の開館時間は、午前9時から午後0時30分までとする。ただし、火曜日は、午前9時から午後4時までとする。
(休館日)	(休館日)
第3条 老人福祉施設の休館日は、次の各号に掲げる日とする。	第3条の2 老人福祉施設の休館日は、次の各号に掲げる日とする。
(1) 日曜日	(1) 日曜日、水曜日及び木曜日(水曜日及び木曜日は、恵庭市福住憩の家に限る。)
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
2 (略)	2 (略)
第4条・第5条 (略)	第4条・第5条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

